

令和5年 第5回 当別町教育委員会定例会 議事録

日時 令和5年4月19日（水） 午後4時00分  
 場所 当別町役場3階中会議室  
 出席者 三澤教育長、武岡教育長職務代理者、小林委員、寺田委員、佐々木委員  
 出席職員 山田教育部長、高田学校教育課長、川村同課参事、石川社会教育課長、大石子ども未来課長  
 傍聴者 なし

【開会宣言】 教育長	ただ今、委員全員出席しておりますので、 これより令和5年 第5回 当別町教育委員会 定例会を開催いたします。
【傍聴確認】 教育長	傍聴の方はいらっしゃいますか。傍聴がないということで、それでは早速議事に入りたいと思います。
【議事日程】 教育長	日程につきましては各委員に配付しております日程表により議事に入りたいと思います。
【日程第1】 教育長	報告第1号、臨時代理の報告について「当別町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則制定について」事務局より説明願います。
教育部長	報告第1号 臨時代理の報告について、1頁から3頁になります。 当別町教育委員会行政組織の一部を改正する規則を制定するため、臨時代理したのでこれを報告するものです。内容として、令和5年度の人事異動に伴い、「一貫教育係」を「教育企画係」に改め、一貫教育を含む教育施策の企画及び総合調整の全体を担う係として組織改編を行いました。以上、報告第1号の説明といたします。
教育長	ただいまの報告につきましてご質問ございませんでしょうか。 ご質問ございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。それでは質問がないようでございますので、以上本件を終了させていただきます。
【日程第2】 教育長	つづいて報告第2号、臨時代理の報告について「当別町通級指導実施要綱の一部を改正する訓令制定について」事務局より説明願います。
教育部長	報告第2号 臨時代理の報告について、4頁から16頁となります。当別町通級指導実施要綱の一部を改正する訓令を制定するため、臨時代理したのでこれを報告するものです。 その内容は中学校において、通級指導を開始することに伴い所要の改正を行ったものです。以上、報告第2号の説明といたします。
教育長	ただ今の報告について、ご質問ありませんか？
小林委員	「児童及び生徒」を「児童等」と表している。学校内でも「児童等」という表現を使用してもいいのか？

教育部長	<p>使用してもかまいません。</p> <p>なお、法制上のルールにしたがって、条文上「児童等」という文言で整えております。</p>
小林委員	様式中「児童・生徒」と表しているが、ここは「児童等」とならないのか？
教育部長	改正条文と様式で切り分けます。条文の中では「児童等」と省略し、様式では省略せず「児童・生徒」という文言を使用します。
武岡代理	通級指導に該当する児童等は、現時点で何人いますか？
教育部長	手持ちで資料がないため、後ほどご報告します。
寺田委員	このタイミングで通級指導を開始するということは、国や北海道の法改正が起因しているなどの全国的な動きでしょうか？
教育部長	今まで当別町内で該当の児童等はいなかったが、必要とする子どもが生じたためです。
教育長	他に質問ございませんでしょうか。 無いようですので、以上で本件を終了いたします。
【日程第3】 教育長	つづいて報告第3号、臨時代理の報告について「当別町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行に関する規程の制定について」事務局より説明願います。
教育部長	<p>報告第3号 臨時代理の報告ついて、17頁～46頁になります。当別町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行に関する規程を制定するため、臨時代理したのでこれを報告するものです。その内容は、当別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、施行に関し必要な事項を定める規定を制定したものです。</p> <p>以上、報告第4号の説明といたします。</p>
教育長	ただ今の報告について、ご質問ありませんか？ 無いようですので、以上で本件を終了いたします。
【日程第4】 教育長	つづいて報告第4号、臨時代理の報告について 「当別町学校給食費 預貯金口座 振替納付事務取扱要領の一部を改正する訓令制定について」事務局より説明願います。
教育部長	<p>報告第4号 臨時代理の報告ついて、47頁、48頁になります。当別町学校給食費預貯金口座振替納付事務取扱要領の一部を改正する訓令を制定するため、臨時代理したのでこれを報告するものです。その内容は個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものです。</p> <p>以上、報告第4号の説明といたします。</p>
教育長	ただ今の報告について、ご質問ありませんか？ 無いようですので、以上で本件を終了いたします。
【日程第5】 教育長	つづいて報告第5号、臨時代理の報告について「教育委員会事務局職員の人事異動について」事務局より説明願います。

教育部長	<p>報告第5号 臨時代理の報告について、49頁から54頁になります。教育委員会事務局職員の人事異動について、臨時代理したのでこれを報告するもので、その内容は50頁からあります「教育委員会事務局職員の人事異動調書」のとおりであります。私、山田が教育部長に、川村参事を指導主事に命じ町長部局より新たに、大石課長、柳沼主幹、高橋係長、瀬戸係長、池尾主任、今野主事、川原主事の7名が教育委員会に配置となり、教育委員会からは4名が町長部局に出向となりました。</p> <p>また、飛瀬主任、高橋主任、中山主事、川崎主事に兼務発令を、田中保健師に主任発令を行っております。</p> <p>以上、報告第5号の説明といたします。</p>
教育長	<p>ただ今の報告について、ご質問ありませんか？</p> <p>無いようですので、以上で本件を終了いたします。</p>
【日程第6】 教育長	<p>つづいて報告第6号、臨時代理の報告について「当別町社会教育委員会委員の解職について」事務局より説明願います。</p>
教育部長	<p>報告第6号 臨時代理の報告について、55頁、56頁になります。当別町社会教育委員会委員の解職について、令和5年3月31日をもって定年退職となった大浦氏の解職について、臨時代理したのでこれを報告するものです。</p> <p>以上、報告第6号の説明といたします。</p>
教育長	<p>ただ今の報告について、ご質問ありませんか？</p> <p>無いようですので、以上で本件を終了いたします。</p>
【日程第7】 教育長	<p>つづいて報告第7号、臨時代理の報告について「当別町学校給食センター運営委員会委員の解職について」事務局より説明願います。</p>
教育部長	<p>報告第7号 臨時代理の報告について、57頁、58頁になります。当別町学校給食センター運営委員会委員の解職について、令和5年3月31日をもって定年退職となった大浦氏及び異動となった板谷氏の解職について、臨時代理したのでこれを報告するものです。</p> <p>以上、報告第7号の説明といたします。</p>
教育長	<p>ただ今の報告について、ご質問ありませんか？</p> <p>無いようですので、以上で本件を終了いたします。</p>
【日程第8】 教育長	<p>つづいて報告第8号、臨時代理の報告について「当別町要保護児童対策地域協議会委員の委嘱について」事務局より説明願います。</p>
教育部長	<p>報告第8号 臨時代理の報告について、59頁～61頁になります。当別町要保護児童対策地域協議会委員の委嘱について、令和5年3月31日をもって任期満了となったことから新たに60頁、61頁にあります16名に委嘱を行うため、臨時代理したのでこれを報告するものです。</p> <p>なお、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日であり、別冊19頁には新旧委員名簿を添付しております。</p> <p>以上、報告第8号の説明といたします。</p>
教育長	<p>ただ今の報告について、ご質問ありませんか？</p>

	無いようですので、以上で本件を終了いたします。
【日程第 9】 教育長	つづいて報告第 9 号、臨時代理の報告について「当別町立西当別小学校・西当別中学校区域学校運営協議会委員の解職について」事務局より説明願います。
教育部長	報告第 9 号 臨時代理の報告について、62 頁、63 頁になります。当別町立西当別小学校・西当別中学校区域学校運営協議会委員の解職について、教職員の異動等により 5 名を解職するため、臨時代理したのでこれを報告するものです。 以上、報告第 9 号の説明といたします。
教育長	ただ今の報告について、ご質問ありませんか？ 無いようですので、以上で本件を終了いたします。
【日程第 10】 教育長	次に議案第 1 号、「当別町社会教育委員会委員の委嘱について」事務局より説明願います。
教育部長	議案第 1 号 当別町社会教育委員会委員の委嘱について、64 頁、65 頁になります。当該委員については令和 5 年 4 月 23 日をもって任期満了となるため、当別町社会教育委員会条例第 2 条及び 第 4 条の規定に基づき、委員 9 名 を新たに委嘱するため、委員会の議決を得ようとするものであります。 なお、任期は令和 5 年 4 月 24 日から令和 7 年 4 月 23 日であり、別冊 20 頁には新旧委員名簿を掲載しております。 以上、議案第 1 号の説明といたします。
教育長	ただ今の提案について、ご質疑ありませんか？  無いようですので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  （「異議なし」の声） それでは、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第 11】 教育長	次に議案第 2 号、「当別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」事務局より説明願います。
教育部長	議案第 2 号 当別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、66 頁になります。教職員の退職及び人事異動に伴う当該委員の変更について、当別町学校給食センター条例第 9 条の規定に基づき、委員 2 名 を新たに委嘱するため、委員会の議決を得ようとするものであります。 なお、任期は令和 5 年 4 月 19 日から令和 5 年 12 月 21 日であります。 以上、議案第 2 号の説明といたします。
教育長	ただ今の提案について、ご質疑ありませんか？  無いようですので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  （「異議なし」の声） それでは、議案第 2 号は、原案のとおり決定いたします。

【日程第12】 教育長	次に議案第3号、「当別町立西当別小学校・西当別中学校区域学校運営協議会委員の委嘱について」事務局より説明願います。
教育部長	議案第3号 当別町立西当別小学校・西当別中学校区域学校運営協議会委員の委嘱について、67頁、68頁になります。当別町立学校運営協議会の運営等に関する規則第5条及び第6条第1号に基づき、当該委員5名を新たに委嘱するため、委員会の議決を得ようとするものであります。 なお、任期は令和5年4月19日から令和6年3月31日であり、別冊22頁には新旧委員名簿を掲載しております。 以上、議案第3号の説明といたします。
教育長	ただ今の提案について、ご質疑ありませんか？  無いようですので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  （「異議なし」の声） それでは、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第13】 教育長	次に議案第4号、「第1地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選任について」事務局より説明願います。
教育部長	議案第4号 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選任について、69頁になります。第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約第4条に基づき、委員1名を選任するため、委員会の議決を得ようとするものであります。  以上、議案第4号の説明といたします。
教育長	ただ今の提案について、ご質疑ありませんか？  無いようですので、議案第4号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  （「異議なし」の声） それでは、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。
教育長	以上で、令和5年第5回当別町教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時26分

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

当別町教育委員会 教 育 長

教育長職務代理者